

長浜市選挙管理委員会告示第25号

令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票管理者職務代理者を、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により次のとおり変更し、選任したので、公職選挙法施行令第25条の規定により告示する。

令和7年7月16日

長浜市選挙管理委員会委員長 河崎 顯了

変更前

期日前投票所	期日	曜日	住所	氏名
長浜市役所 高月分庁舎	7月19日	土	長浜市高月町井口	常陸 正則

変更後

期日前投票所	期日	曜日	住所	氏名
長浜市役所 高月分庁舎	7月19日	土	長浜市南高田町	高岸 博司
			長浜市高月町井口	常陸 正則